

「沖縄における経済循環の向上に向けた施策検討調査委託業務」に係る
企画提案実施要領

1 調査趣旨

沖縄県内の経済循環の実態を踏まえ、本県にあった経済循環構造の構築を経済施策の一つとして位置づけ、新たな振興計画に打ち込む基礎資料とする。また、現在のコロナ禍において、沖縄県内での経済循環を向上させることが、地域経済全体を発展させる有効な施策として寄与できるものと期待されることから、施策の活用を検討を行う。

2 企画提案概要

- (1) 名称 「沖縄における経済循環の向上に向けた施策検討調査委託業務」に係る企画提案書（以下、「企画提案書」という。）
- (2) 方法 企画提案書と見積額との内容による書面審査
- (3) 業務内容 「沖縄における経済循環の向上に向けた施策検討調査委託業務」に係る企画提案仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人・団体からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 沖縄県内に本店又は支店等を有する法人・団体であり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (7) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
- (8) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有する者であること。
- (9) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成する全ての事業体において、事業を円滑に推進する能力を有する1名以上の主たる担当者を割り当てること。
- ウ 全ての構成員が上記応募(1)～(5)までの要件を満たし、代表する事業者が上記応募資格(6)～(8)までの要件を満たすこと。
- エ 共同企業体の構成員は、当事業に応募する他の共同企業体の構成員となることはできない。

4 委託業者決定までのスケジュール

- (1) 質疑応答
令和2年月9月9日(水)～9月16日(水)
- (2) 企画提案書提出期限
令和2年9月23日(水)
- (3) 一次審査(書類審査)結果通知
令和2年9月25日(金)頃(予定)
- (4) 二次審査(プロポーザル審査会(書面審査))
令和2年9月28日(月)(予定)

※新型コロナウイルスの県内感染状況によっては、スケジュールに変更が生じる可能性があります。

5 質疑応答

質問は、質問書【様式1】により、FAXまたはメールで受け付ける。

- (1) FAXまたはメール送信後は、念のため受信確認を行うこと。
FAX : 098-866-2351 TEL : 098-866-2026
メール : aa010006@pref.okinawa.lg.jp
- (2) 質問事項に対する回答は、企画調整課ホームページに随時掲載する。
- (3) 受付期間 : 令和2年9月9日(水)～9月16日(水)

6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案応募申請書【様式3】

(2) 会社概要書【様式4】

(3) 実績書【様式5】

(4) 企画提案書

(5) 委託業務見積書

積算の費目は次の内容で作成すること。

ア 直接人件費

イ 旅費

ウ 使用料及び賃借料

エ 消耗品費

オ 印刷製本費

カ 通信運搬費

キ 再委託費

ク 一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内）

ケ 消費税（10%）

コ その他（上述の費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

(6) 委託業務スケジュール

(7) 委託業務の組織体制

(8) 誓約書【様式6】

注 ① 上記(4)～(7)の作成にあたっては、仕様書を参照し、任意の様式により作成すること。

② (2)会社概要書には3期分の決算書も添付すること。

③ 共同企業体の場合、構成員ごとに会社概要書、実績書及び誓約書を作成し共同企業体協定書を添付すること。

7 企画提案書等の提出方法

7の企画提案書等の提出は、以下のとおり書類を郵送又は持参することにより受け付ける。ただし、郵送の場合は書留郵便等で行うこととし、提出期限内に到着するよう送付すること。

(1) 提出期限：令和2年9月23日（水）17：00 ※必着

(2) 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県 企画部 企画調整課 企画制度班（県庁7階）

(3) 部 数：紙資料10部

（ただし、企画提案応募申請書【様式3】及び誓約書【様式6】は1部）

8 企画提案の審査

(1) 第一次審査（書類審査）

沖縄県企画部企画調整課において第一次審査（書類審査）を行い、主に応募資格の確認等を行う。ただし、応募者が多数の場合は、第一次審査において上位数社を選定

する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査へ進んだことについて通知し、選定されなかった事業者に対しては結果のみを通知するものとする。なお、通知は、電子メール及び書面で行う。

(2) 第二次審査（書面審査）

新型コロナウイルス感染症対策のため、プレゼンテーション審査の開催に代えて、書面審査により行う。

第二次審査の結果については、下記の期日に電子メール及び書面にて通知する。

令和2年9月29日（火）頃（予定）

9 審査基準

- (1) 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
- (2) 確実に業務委託を遂行できる能力・体制を有しているか。
- (3) 沖縄県に対する現状及び課題を分析し、その改善策を検討するために、具体的で実現可能性が高く優れた手法が提案されているか。
- (4) 無理がなく合理的なスケジュールが提案されており、予算の範囲内において、適切に経費が見積もられているか。

10 契約

最も優れた企画を提案した者を第一位入選者とする。沖縄県は、原則として第一位入選者と提案内容について協議を行い、契約を締結する。

11 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保証するものではない。
- (3) 委託契約については、企画提案審査で最高順位の者と契約締結に向けて協議を行うが、協議が整わなかったときは、改めて次点の者と協議を行うこととする。
- (4) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (5) 企画提案書等の作成に要する経費、参加申込みに要する経費は参加者の負担とし、提出物は返却しない。
- (6) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。
- (7) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については公表しない。
- (8) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。
- (9) 委託業務の契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、県と協議の上で契約を改定する。
- (10) 支払いについては、概算払いにより一定の金額を交付し、後日金額が確定したときに精算する。
- (11) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(注) 沖縄県財務規則第101条第2項

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有するものと契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき納付が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 お問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎-2-2（県庁7階）

沖縄県 企画部 企画調整課 企画制度班 担当 宇地原、山城

TEL : 098-866-2026

FAX : 098-866-2351

E-mail : aa010006@pref.okinawa.lg.jp

※新型コロナウイルス感染症対策のため、来庁は極力控え、問合せは電話やメールを活用すること。